

平成 2 8 年

第 1 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

平成 2 8 年 2 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成28年第1回西秋川衛生組合議会
定 例 会

2月15日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番 合川 哲夫議員	2 番 山根トミ江議員
3 番 天野 正昭議員	5 番 中嶋 博幸議員
6 番 増崎 俊宏議員	7 番 折田眞知子議員
8 番 嘉倉 治議員	9 番 清水 浩議員
10 番 清水 満男議員	11 番 中村 賢次議員
12 番 原島 幸次議員	13 番 宮野 亨議員
14 番 澤本 幹男議員	

欠席議員（0名）

出席説明員

管 理 者	澤井 敏和君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
あきる野市環境経済部生活環境課長	山本 淳史君
日の出町生活安全安心課長	橋本 和弘君
檜原村産業環境課長	坂本 政人君
奥多摩町住民課長	宮田 昭治君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	田中 昭二君
庶務係長	乙訓 茂君
庶務係主任	東深澤 亮君

平成28年第1回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

平成28年2月15日（月）午前10時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		副議長の選挙
日程第 6	専決第 1号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 7	議案第 1号	西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 2号	西秋川衛生組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 3号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第10	議案第 4号	平成27年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第11	議案第 5号	平成27年度西秋川衛生組合会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第 6号	平成28年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について
日程第13	議案第 7号	平成28年度西秋川衛生組合会計予算

午前 9 時 44 分 開会・開議

○議長（合川 哲夫議員） それでは引き続きまして議会を開催いたします。

本日の定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がござ
いますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められるよう、御審議いただ
きたくお願い申し上げます。

次に去る 11 月の奥多摩町議会議員選挙に伴い、12 月 1 日の奥多摩町議会臨時会
において、当組合議会議員の改選が行われ、原島幸次議員、宮野亨議員、澤本幹男
議員の 3 人が選出されましたので、自己紹介をさせていただきます。

それでは原島議員より、順次お願いいたします。

○（原島 幸次議員） 奥多摩町の原島でございます。また今後ともよろしくお願
いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 次に、宮野亨議員。

○（宮野 亨議員） こんにちは。奥多摩町議会の宮野亨でございます。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 澤本幹男議員。

○（澤本 幹男議員） 奥多摩町の澤本と申します。よろしくお願いたします。

○議長（合川 哲夫議員） ありがとうございます。嘉倉議員から遅刻の届出があ
りましたので、この定例会でも御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省
略いたします。



○議長（合川 哲夫議員） それでは日程第 1、議席の指定を行います。

奥多摩町議会より選出されました 3 名の議員の議席については、西秋川衛生組合
議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、原島幸次議員を 12 番、宮野亨議員を 13
番、澤本幹男議員を 14 番に指定いたします。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は西秋川衛生組合議会会議規則第 79 条の規定により、議長において、2 番山根トミ江議員、3 番天野正昭議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 4、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者から付議された案件は、専決 1 件、議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 件でございます。

また、関係議案の資料につきましても配付のとおりでございます。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 次に管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） おはようございます。

本日ここに平成 28 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会が開催されるに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

暦の上ではもう春ですが、まだまだ朝晩については非常に厳しい冷え込みが続いておりますが、議員皆様におかれましては、年度末も近づき御多用の中、本定例会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、本日の定例会に御提案申し上げます案件でございますが、先ほど議長からお話がありましたように、平成 28 年 4 月 1 日から実施いたします持ち込みごみの受け入れに伴う条例改正及び平成 28 年度の予算等を提出しております。

内容につきましては順次御説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

次に、近況について御報告いたします。

初めに、平成 23 年 4 月に着手いたしましたごみ処理施設整備工事も本年度が最終年度となること、既に議員の各位には御報告を申し上げているとおりでございます。施設整備工事完了まで最善の注意を払い、安全・安心を第一に整備を行っていく所存でございます。

また、本年 1 月からリサイクルセンター試験運転にあわせ、ペットボトル等の資源物の受け入れを行っておりますが、大きなトラブルもなく、4 月から本格稼働に向けて最終調整に入っているところでございます。

次に、し尿処理施設に係る汚泥再生処理センター整備でございます。昨年 12 月 6 日付で地元の小川東町内会から当該施設の同意をいただいております。

また、本日提出案件でございます平成 28 年度組合予算にも本事業に係る整備工事費及び施工管理業務委託を新たに計上させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが挨拶、及び近況の報告とさせていただきます。

貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については議長が指名することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に 12 番原島幸次議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました原島幸次議員を副議長の当選人と

定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12番原島幸次議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました原島幸次議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これにて選挙を終わります。

それでは原島幸次議員より副議長承諾の御挨拶をお願いいたします。

○12番(原島 幸次議員) ただいま議員各位の御推挙を賜りました、西秋川衛生組合副議長に就くことになりました奥多摩町議会から選出の原島幸次でございます。

まことに光栄とは存じますとともに、その責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

今後は副議長の職務を遂行し、合川議長の補佐役として組合の推進と議会の公正かつ円滑な運営に誠実に努めてまいり所存でございますので、前副議長と同様、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(合川 哲夫議員) ありがとうございます。

————— ◇ —————

○議長(合川 哲夫議員) 日程第6、専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(澤井 敏和君) ただいま上程されました専決第1号について御説明を申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市職員の給与改定に準じ、規定を整備する必要があるため、平成27年11月27日付けをもって専決処分を行いましたので御報告を申し上げ、承認を求めます。

内容につきましては事務局長から説明させますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(合川 哲夫議員) 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

議案書をごらんください。

専決第 1 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページ以降が具体的な条例改正条文となっております。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市の職員の給与改定に準じて、職員給与の改定のため、条文の規定を改めるものでございます。

初めに、例規集をお持ちの方は例規集の 394 ページをお開きいただければと思います。

第 7 条第 1 項でございますが、管理職手当の給料月額を「100 分の 18」から「100 分の 25」に改めたもので、額の変更はなく、文言を整理したものでございます。

次に例規集の 401 ページの 2 をお開きください。

今回の勧告に示された勤勉手当の 0.1 カ月分の増加分を平成 27 年において、12 月期の勤勉手当で引き上げるため、第 23 条第 2 項第 1 号中、「100 分の 80」を「100 分の 90」に、「100 分の 100」を「100 分の 110」に、「100 分の 110」を「100 分の 120」に改め、同項第 2 号中の再任用職員の勤勉手当についても 0.05 カ月引き上げ、「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に、「100 分の 47.5」を「100 分の 52.5」に改めます。

次に例規集の 411 ページ、104 から別表第 1 及び別表第 1 の 2 でございますが、公民格差を解消するため、東京都の給料表に準じて平均改定率をプラス 0.1%とした給料表に改定したものでございます。

次に附則でございますが、第 1 条の規定につきましては、平成 27 年 12 月 1 日から施行し、第 1 条の改正後の別表第 1 及び別表第 1 の 2 の規定につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

また、平成 27 年 4 月から 11 月までの間の給与を改正後の給与条例の規定による内払いとして、その差額を支給したものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより専決第 1 号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長(合川 哲夫議員) 日程第7、議案第1号、西秋川衛生組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(澤井 敏和君) ただいま上程されました議案第1号について御説明を申し上げます。

本件につきましては、東京都の人事委員会の勧告に伴う、あきる野市職員の給与改定に準じて、職員の勤勉手当を改定するため、条文の規定を改めるものでございます。

内容につきましては事務局長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(合川 哲夫議員) 事務局長。

○事務局長(古山 尚志君) それでは御説明させていただきます。議案書をごらんください。

先ほどの専決第1号で御説明したとおり、平成27年12月期で勤勉手当を0.1カ月引き上げましたので、平成28年以降の勤勉手当は6月期と12月期にそれぞれ0.05カ月を配分する必要が生じてきます。

このため専決第1号で御承認していただきました第23条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の115」に改めるもので、改正前の割合から比較いたしますと、6月期と12月期のそれぞれ0.05カ月分引き下げた割合となり、その結果、1年分として0.1カ月分が増加した割合となります。

同じく、再任用職員につきましても平成28年以降の勤勉手当については、6月期と12月期にそれぞれ0.025カ月分を配分する必要となりますので、同項第2号中の「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改めるものでございます。

次に附則でございますが、本件につきましては平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 1 号、西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 8、議案第 2 号、西秋川衛生組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 2 号について御説明を申し上げます。

本件につきましては、西秋川衛生組合に住民などが直接搬入する一般廃棄物の処理手数料等の規定を整備するものでございます。

内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

議案書及び例規集をお持ちの方は例規集の 602 ページをあわせてごらんいただければと思います。

本議案は、構成市町村の住民や構成市町村長の許可を受けた収集運搬業者が一般廃棄物を直接、西秋川衛生組合へ搬入するための規定を整備するため条文の規定を改めるものでございます。

改正箇所は第 8 条（委任）を第 10 条に、第 7 条（技術管理者の資格）を第 9 条に改め、第 6 条の次に直接搬入に係る廃棄物処理手数料及び手数料の減免に係る条文について、第 7 条及び第 8 条をそれぞれ追加するものでございます。

内容につきましては、第 7 条第 1 項第 1 号は、構成市町村の住民が直接搬入する第 2 条第 2 項第 1 号中に定める家庭廃棄物の処理手数料を 10 キログラム当たり 300 円とし、同項第 2 号は、構成市町村長の許可を受けた事業系一般廃棄物収集運搬事業者が搬入する廃棄物の手数料を 10 キログラム当たり 400 円とするものでございます。

また、同条第 2 項には、前項で搬入された廃棄物の重量の端数処理について、第 8 条には前条の手数料の減免についての規定を整備されております。

次に附則でございますが、施行日は平成 28 年 4 月 1 日からとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 2 号、西秋川衛生組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 9、議案第 3 号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 3 号について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するものでございます。

内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願い

を申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは内容について御説明させていただきます。

議案書並びに例規集をお持ちの方は 751 ページをごらんいただければと思います。

本件につきましては、健全な財政運営の観点から、議員定数の削減及び議員の選任についての規定を改めるため、規約の一部を変更するものでございます。

改正内容につきましては、第 5 条中、議員の定数を 10 人から 5 人とし、組合議員は構成団体の長からではなく、構成団体の議長から選任することとするものでございます。

また、このことに伴い、第 6 条第 2 項中の構成団体の長を削除し、別表第 2 の組合選挙区及び議員の定数を改めるものでございます。

附則につきましては、東京都知事の許可のあった日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 3 号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 10、議案第 4 号、平成 27 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について及び日程第 11、議案第 5 号、平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 3 号）の 2 案を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま一括上程されました議案第 4 号及び第 5 号につ

いて御説明を申し上げます。

議案第 4 号につきましては、平成 27 年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を 500 万円減額し、変更後の負担金総額を 10 億 5,006 万 6,000 円とするものでございます。

次に議案第 5 号は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出補正予算の額はそれぞれ 484 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 19 億 8,427 万 2,000 円とするものでございます。

各議案の詳細につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

まず議案第 4 号、平成 27 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてでございます。

変更内容につきましては、議案書の表中、次のページにごみ処理に係る市町村別の変更内訳を、その裏面に算出方法等について記載しております。

なお、し尿処理施設に係る変更はございません。

それでは変更内容について御説明させていただきます。それぞれの構成市町村の変更内容につきましては、議案書表中記載のとおり、4 カ市町村の負担金総額を 500 万円減額し、変更後の負担金の総額を 10 億 5,006 万 6,000 円とするものでございます。

この要因につきましては、議案第 5 号で御説明いたしますが、主な要因につきましては、契約額の確定に伴い、契約差金が生じたことによるものでございます。

次に、議案第 5 号、平成 27 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 3 号）について御説明させていただきます。

歳入について御説明させていただきます。補正予算説明書、8 ページ、9 ページをお開きいただければと思います。

まず、(款) 01 負担金でございますが、議案第 4 号で御説明したとおり、構成市町村の負担金を 500 万円減額するものでございます。

次に(款) 02 国庫支出金 33 万円の減額は、説明欄のとおり、汚泥再生処理セン

ター整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の交付額の減額によるものでございます。

次に（款）03 財産収入 19 万 5,000 円の増額は、（目）01 財産貸付収入及び庁用自動車の売り払いに伴い、（目）01 財産売却収入として、新規に科目設定したことにより増額するものでございます。

次に（款）04 繰入金、23 万 2,000 円の増額は、平成 27 年度のごみ処理施設整備事業関係経費へ充当するため、施設整備基金から一般会計へ繰入金を増額するものでございます。

なお、本事業に係る施設整備基金は、今回の補正で全て完了いたしました。

次に（款）06 諸収入、6 万 2,000 円の増額は、説明欄のとおり、地方公務員災害補償基金負担金の確定に伴う還付金でございます。

次に 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

まず、（款）02 総務費、（目）01 組合事務所費 177 万円を増額いたします。主なものは説明欄 01 総務事務経費の施設運営基金積立金をごみ処理施設の運營業務委託料の後年度負担に備え、増額し、02 企画計画経費及び 03 施設管理経費の委託料を契約額の確定に伴いそれぞれ減額するものでございます。

次に、（款）03 廃棄物処理費、（目）01 ごみ処理施設管理費を 332 万 1,000 円を減額いたします。

主なものは説明欄のとおり、01 ごみ処理管理経費の有価物売上手数料、02 公害防止対策経費の環境調査業務委託料及び、03 施設維持管理経費の汚染負荷量賦課金の減額は、執行見込み額の確定によるものでございます。ただし、01 ごみ処理管理経費の 1391 ライター・スプレー缶無害化処理業務委託料は、スプレー缶の処理量が増加したことに伴い増額いたします。

次に、（目）02 最終処分場施設管理費 40 万 9,000 円の減額は、説明欄 01 最終処分処理経費の再生事業運營業務委託の契約額の確定によるものでございます。

次に、（目）03 ごみ処理施設建設費 158 万 1,000 円の減額につきましても、説明欄 01 ごみ処理施設整備事業経費の自然環境影響保全調査業務委託料及びごみ処理施設運営モニタリング支援業務委託料の契約額が確定したことによるものでござい

ます。

次に(目)04し尿処理施設管理費を20万5,000円減額いたします。主なものは、説明欄01し尿処理管理経費のうち、西秋川衛生組合施設整備基金積立金の増額は、28年度から3カ年で実施いたします汚泥再生処理センター整備事業の経費に充当するため、積立を行うものでございます。また、02公害防止対策経費の環境調査業務委託料及び03施設維持管理経費の委託料、並びに工事費をそれぞれ契約額の確定に伴い減額いたします。

次に12ページ、13ページをお開きください。

(款)04公債費、(目)02利子109万5,000円の減額は、借入利率の確定によるものでございます。

以上、議案第4号及び議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(合川 哲夫議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第4号、平成27年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(合川 哲夫議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長(合川 哲夫議員) 続いて、議案第5号、平成27年度西秋川衛生組合会計

補正予算（第 3 号）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 12、議案第 6 号、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について、及び日程第 13、議案第 7 号、平成 28 年度西秋川衛生組合会計予算の 2 案を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま一括上程されました議案第 6 号及び議案第 7 号について、御説明を申し上げます。

議案第 6 号につきましては、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金を 9 億 8,950 万 4,000 円に定めるものでございます。

次に議案第 7 号は、平成 28 年度西秋川衛生組合会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 2,540 万 2,000 円とするものでございます。

内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明いたします。

まず、議案第 6 号、平成 28 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についてでございます。

負担金総額は表中合計欄のとおり、9 億 8,950 万 4,000 円でございます。構成市町村別の負担金につきましては、表のとおりとなっております。

次に構成市町村の負担金の算出基礎は、次のページの議案第 6 号別紙をごらんいただきたいと思います。

まず、ごみ処理に係る負担金の算出基礎でございます。負担割合は、平等割 10%、人口割 30%、利用割 60%で決定しており、これを算出いたしますと、表中合計欄の計のとおり、ごみ処理に係る負担金は、8 億 3,954 万 8,000 円となっております。

では、次のページをごらんください。

し尿処理に係る負担金の算出基礎が整理されております。負担割合は、平等割 5%、利用割 95%で決定しており、これで算出いたしますと、表中合計欄の計のとおり、し尿処理に係る負担金は、1 億 4,995 万 6,000 円となっております。

なお、ただいまのページの裏面にはそれぞれごみ処理及びし尿処理に係る負担金の算出基礎及び計算式を記載しておりますので御参考にしていただければと思います。

次に、議案第 7 号の説明でございます。恐れ入ります。別冊の平成 28 年度西秋川衛生組合会計予算書をごらんいただきたいと思っております。

まず、予算編成に当たりましては、前年度に引き続き、各種業務の見直し、削減など、事業全体について精査し、安全かつ安定したごみ処理及びし尿処理業務を行うための必要最小限の経費を計上させていただいております。

それでは御説明いたします。初めに 1 ページをごらんいただきたいと思っております。

予算総額は第 1 条のとおり、歳入、歳出それぞれ 13 億 2,540 万 2,000 円となっております。

次に予算書 2 ページ、3 ページをごらんください。この表は歳入、歳出の（款）、（項）の総括表となります。

次に予算書 4 ページをごらんください。第 2 表は債務負担行為に関する事項でございます。平成 28 年度から 3 カ年で行います、し尿処理施設の更新に伴う汚泥再生処理センター整備工事費及び本工事の施工監理業務委託費ほか、1 件を計上させていただいております。

次に第 3 表地方債でございますが、平成 28 年度の借入れ額については 1 億 9,500 万円を限度額として起債を予定しております。

第 2 表の汚泥再生処理センター整備事業に伴う、整備工事費及び施工監理業務委託料の一部を借り入れる予定としております。

次に歳入について御説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。

（款）01 負担金でございますが、議案第 5 号で御説明いたしましたとおり、本年度は 9 億 8,950 万 4,000 円を予定しており、（節）の項目でごみ処理及びし尿処理に係る負担金を計上いたしました。

次に（款）02 使用料及び手数料、（目）01 廃棄物処理手数料 1,000 万円は、説明欄 01 廃棄物処理手数料収入は、既に御説明しておりますが 28 年 4 月 1 日から実施いたします、個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料を新規計上いたしました。

次に、（款）03 国庫支出金、（目）01 国庫補助金の 8,133 万 2,000 円は、循環型社会形成推進交付金で、説明欄 04 は、し尿処理に伴う汚泥再生処理センター整備事業に係る国庫交付金となっております。

次に、（款）04 財産収入、（目）01 財産貸付収入 48 万 3,000 円は、説明欄 01 のとおり、土地貸付収入でございます。

次に、（款）05 繰越金、（目）01 繰越金 600 万円は、説明欄 01 ごみ処理経費及び 02 し尿処理経費の前年度繰越金でございます。

次に、（款）06 諸収入、（目）01 雑入の 4,308 万 3,000 円の主なものは、説明欄 11 の有価物売却代でございます。

次に、（款）07 組合債、（目）01 組合債は先ほど 4 ページの第 3 表で御説明いたしました汚泥再生処理センター整備事業に係る起債であります。

次に歳出について御説明いたします。10 ページ、11 ページをお開きください。

まず、（款）01 議会費、（目）01 組合議会費は 992 万円でございますが、これは議会運営のための経費で、議員報酬が主なものでございます。

では次に、（款）02 総務費、（目）01 組合事務所費 1 億 6,260 万 8,000 円は、総務事務経費、施設の管理経費、職員等の人事管理経費などでございます。

では主なものについて御説明いたします。

まず説明欄 01 総務事務経費でございますが、主に事務的経費について計上しております。

11 ページ、中段の 1371 固定資産台帳整備業務委託料の 270 万円は、あきる野市に倣い、平成 28 年度決算から採用いたします複式簿記による財務処理の導入を前提に必要な固定資産台帳整備業務に係る経費を新規計上いたしました。

次に、説明欄下段の 2503 西秋川衛生組合施設運営基金積立金の 2,000 万円は、ごみ処理施設の運営維持管理業務委託料の平準化を図るための積立金でございます。

1 ページをめくっていただきまして、02 企画計画経費のうち、1361 公共施設等総

合管理計画策定業務委託料 216 万円は、組合施設の長期的な視点をもって、更新、統廃合・長寿命化等の計画を策定するための業務委託で、し尿処理施設の解体工事の起債を借り入れるために必要となる計画書でもございます。

次に 03 施設管理経費のうち、1389 緑地管理業務委託料 508 万 2,000 円はごみ処理施設整備事業に伴い、周辺緑地を整備した箇所の保全を行う管理業務委託料でございます。

次に 35 非常勤嘱託員管理経費 411 万 7,000 円は、嘱託員の人件費でございます。

次に 40 一般職人事管理経費 1 億 330 万 9,000 円でございますが、一般職職員 11 人の給料、職員手当、各種負担金等を計上しております。

次の 41 再任用職員管理経費 1,254 万 9,000 円は、再任用職員 4 人の給料、職員手当等でございます。

次に 1 ページめくっていただいた 14 ページの（款）03 廃棄物処理費でございます。

まず（目）01 ごみ処理施設管理費 5 億 5,447 万 7,000 円は、高尾清掃センター内にあるごみ処理施設に係る管理経費でございます。

では説明欄をごらんください。

01 ごみ処理管理経費は 5 億 4,764 万 3,000 円でございます。

主なものについて御説明いたします。

1107 修繕料は、作業用重機の車検、特定自主点検及び整備に要する経費でございます。

1304 資源化処理業務委託料は、缶、ビン、紙、布類などの資源化処理をするための委託料でございます。

1309 有価物回収業務委託料は、回収した資源物等を組合にかわり売却する業務委託に係る経費でございます。

1312 有害ごみ処分業務委託料は、廃乾電池、廃蛍光管などの有害ごみを処分するための業務委託料でございます。

次の、1363 自然環境影響保全調査業務委託料及び 1387 ごみ処理施設運営モニタリング支援業務委託料は、ごみ処理施設建設費の廃目に伴いまして科目変更し、計上したものでございます。

次に、1392 ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料 4 億 2,914 万 8,000 円は、固定料金と変動料金で構成するごみ処理施設運営業者へ支払う、平成 28 年度分の委託料となります。売電収入の増及び変動料金の減が見込まれることから、前年度と比較いたしますと、2,441 万 2,000 円を減額した予算計上としております。

次に、02 公害防止対策経費 218 万 9,000 円は、熱回収施設に係る組合所掌分の環境関連分析調査を行うための経費を計上しております。

次に、03 施設維持管理経費 464 万 5,000 円は、資源化処理施設の維持管理経費を計上しております。

説明欄 1815 資源化施設備品購入費は作業中の暑さ、寒さ対策用に移動用の冷暖房機器を購入するために計上させていただいております。

次に、(目) 02 最終処分場施設管理費 9,397 万 7,000 円は、網代にございます最終処分場を管理するための経費でございます。

では説明欄をごらんください。

01 最終処分処理経費は 4,693 万 9,000 円でございます。主なものについて御説明いたします。

1103 燃料費は、埋め立て作業、掘り起こし作業に使用する運搬車、作業用重機の燃料費でございます。

1107 修繕料は、埋立物運搬車及び作業用重機の法定点検及び自主点検を行う経費でございます。

1385 第 2 御前石最終処分場再生事業運営業務委託料は、埋め立て、掘り起こし、選別作業、及び運搬作業を行うための経費でございます。

1 ページめくっていただきまして、17 ページの説明欄をごらんください。

02 公害防止対策経費 1,814 万 9,000 円は、最終処分場から発生するガス、浸出水処理施設からの処理水及び周縁地下水の水質、掘り起こしに伴うばいじん、振動、悪臭などの環境影響調査に係る経費を計上しております。

次の 03 施設維持管理経費は 2,888 万 9,000 円でございます。

説明欄、1107 修繕料は、老朽化した水処理施設内を修繕計画に基づき実施するための経費を計上しており、説明欄の中段の 1333 浸出水処理管理業務委託料は、処理施設の点検業務等を年 4 回行うための経費でございます。

1341 遮水シート漏水検知修復システム点検整備業務委託料は、漏水検知システムの点検、整備を行うため、年2回行う経費を計上しております。

次に、(目) 03 し尿処理施設整備費は既に御説明しております、汚泥再生処理センター整備事業に係る経費2億8,255万1,000円を新規に科目設定し、計上いたしました。

説明欄、1313 汚泥再生処理センター整備工事施工監理業務委託料及び1508 汚泥再生処理センター整備工事は、28年度執行分の予算を計上しております。

この財源でございますが、財源内訳のとおり、国庫交付金8,133万2,000円、政府債を1億9,500万円の特定期間を充当いたします。

次に(目) 04 し尿処理施設管理費1億4,473万7,000円は、既存し尿処理施設に係る管理経費でございます。説明欄01 し尿処理管理経費128万5,000円の内訳は説明欄記載のとおりでございます。

次に02 公害防止対策経費178万でございますが、し尿処理施設に係る臭気・水質の分析調査業務委託料でございます。

1ページめくっていただき、19ページ説明欄をごらんいただきたいと思います。

03 施設維持管理経費1億2,812万7,000円は、既存し尿処理施設の維持管理に係る経費でございます。

主なものといたしまして、1107 修繕料は、修繕計画にあわせ老朽化した設備の交換・修繕を行うための経費を計上しており、説明欄中段の1331 し尿処理施設運転管理業務委託料は、既存し尿処理施設の運転・管理に係る業務委託料でございます。

次に、35 非常勤嘱託員管理経費といたしまして、304万9,000円は、新施設の建設に携わる嘱託員の人件費でございます。

次に、40 一般職人事管理経費929万6,000円は、し尿処理に係る業務に従事する担当職員の人件費を計上しております。

次の、45 地元対策経費120万円は、地元町内会への環境対策費等の補助金を計上いたしました。

次に、(款) 04 公債費でございます。

まず、(目) 01 元金の説明欄、01 借入金元金償還経費5,449万2,000円は、最終処分場第3期遮水シート工事及びごみ処理施設整備事業に係る政府債並びに東京都

区市町村振興基金の借りに伴う元金償還経費でございます。

次の、(目) 02 利子の説明欄、01 借入金利子償還経費 2,656 万 8,000 円は、既借入分と、平成 27 年度に借入れ分の利子償還経費でございます。

次に、(款) 05 予備費は、ごみ処理施設とし尿処理施設の緊急時に備え、500 万円を計上させていただきました。

なお、20 ページから 27 ページに給与費明細書、28 ページ、29 ページは債務負担行為に関する調書、30 ページ、31 ページは地方債に関する調書となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長 (合川 哲夫議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。山根議員。

○2 番 (山根トミ江議員) 2 点ほどございますので、一つずつお聞きします。

まず、9 ページなんですけれども、先ほどのこの廃棄物処理手数料、新規の直接搬入の 1,000 万計上というところなんですけれども、新規。この 1,000 万の根拠と言いますか、何かわかりましたら。

○議長 (合川 哲夫議員) 事務局長。

○事務局長 (古山 尚志君) 初めての業務ですので、持ち込まれるごみ量の設定に当たっては、近隣の直接搬入ごみの処理を行っている自治体等に聞き取りを行うと共に、当組合の総ごみ量と同量の組合等を参考に運営事業者と相談の上、組合の総ごみ量の約 10% から 12%、13% を持込み量と想定いたしました。

なお、想定数量を基に、運営事業者は 1 年間の熱回収施設の稼働計画を作成し、状況を見て軌道修正を行っていきたいとのことです。以上でございます。

○議長 (合川 哲夫議員) 山根議員。

○2 番 (山根トミ江議員) はい、ありがとうございます。同程度の組合を調査ということですね、初めてなので、何とも言えないですね。

では次にですね、15 ページなんですけれども、14、15 ですね。一般廃棄物処理費、これが前年度に比較してマイナス 5 億 2,000 万ですか。見込んで計上してあるんですけど、そのマイナス、この 5 億 2,000 万の要因の主なものはどの辺のところが減っているのかね、その辺のところを教えてください。

○議長 (合川 哲夫議員) 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 主な原因でございますが、議員さんも御存じのとおり
ごみ処理施設整備事業が 27 年度で全て完了いたします。その事業経費がなくなっ
たことによる減額が要因でございます。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質問ございませんか。折田議員。

○7 番（折田眞知子議員） 今の直接搬入ごみの関係ですが、一般と事業者というの
は大体比率というのは出ているのでしょうか、あるのでしょうか。そのあたり、ちょっ
とお伺いいたします。

御前石の関係で遮水シートについては終了して問題がないというふうに考えてよ
ろしいでしょうか。そのあたりをお伺いします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 初めに持ち込み量の事業系と、個人の持ち込み量の割
合でございます。

先ほど山根議員さんにも御説明申し上げましたが、持ち込みごみを実施している団
体等を参考にして試算したという説明を申しましたが、その中で今考えていますの
は、個人の持ち込みごみが 3 分の 2、許可業者のごみが 3 分の 1 と想定いたしまし
た。

次に遮水シートの関係でございます。現状でございますが、今遮水シートにつ
きましては、漏水検知修復システムを使って調査を実施しているところでございま
すが、不具合が生じているシートにつきましては、シートに直接吸引口をつけ再調査
を考えており、今、シートメーカーと打合せを行いながら 3 月には直接吸引できる
装置を取り付けることで事務を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 折田議員。

○7 番（折田眞知子議員） はい、ありがとうございます。漏水検知の関係です
けども、もう一度シートに直接吸引ということは水を抜くということですか。ちょっと
意味がよくわからないので、詳しい説明をお願いします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 漏水修復システムの吸引方法は、全てのシートがブロ
ックごと吸引装置がついております。ただその吸引装置が、ごみの土圧とか、ホー
スのつぶれ、もしくはそのホースに水が入っていると正確な検知ができません。

そのようなシートに対して直接シートに吸引装置を付け直して、再調査を行います。

○議長（合川 哲夫議員） 折田議員。

○7番（折田眞知子議員） ということは漏水検知システムというのは100%その漏水が検知できているのかと思っているんですけども、今一つうまく動いてないというふうなことでしょうか。それともホースが潰れてしまったり、ホースに水が入ってしまったりとおっしゃっていますが、それはどう言うことを指しているのでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 管理ホースはかなり細いものでございます。例えば作業中に重機により潰れるときもございます。そういう場合は吸引をしてもNGが出てしまいます。

ですからそのシステム自体が悪いのではなくて、そういうような不可抗力により症状が出る場合もございます。

吸引ができないシートについては、原因を究明していかなければならないことから今回、直接、シートに設置できる箇所に新たにその管理ホースをつけて吸引するというような方法を実施する予定でいます。

遮水シートの構造等につきましてはよろしければ議会が終わったあと、改めまして詳細に御説明させていただくことでよろしいでしょうか。

○議長（合川 哲夫議員） では折田議員、そういうことでよろしいですか。

○7番（折田眞知子議員） ではぜひ御説明をお願いします。

○議長（合川 哲夫議員） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。中嶋議員。

○5番（中嶋 博幸議員） 予算の説明の資料で、使用料及び手数料が新たな財源になるということで、今回予算額が1,000万ということで計上されているんですが、これをやることによって新たな労働費ですとか、そういったものというのは発生されてないんでしょうか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） この持ち込みごみに関しましては、熱回収施設の運営

事業者が契約条件として、持ち込みごみを実施することになっておりましたので新たな委託料は計上しておりません。

○議長（合川 哲夫議員） よろしいですか。中嶋議員。

○5番（中嶋 博幸議員） 今の件はわかりました。

それとまたちょっと別なんですけども、15ページの、参考までになんですが、説明欄の1363、1387の委託料って結構金額が1,000万近かったりとか、あると思うんですけども、ちょっと参考までにお聞かせ願いたいんですが、この委託料というのは幾ら以上は入札にするだとか、あと幾ら以下だと、もう随契だとか、何かそういう決まりってあるんですか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 議員さんも御存じのとおり、ごみ処理の業務というのはかなり特殊性を要します。ですから随意契約も多々ございます。

委託料の内容によっては随契ではなくて、競争できるものは指名競争入札を行っています。ただ継続業務及び専門業者しかできないという業務委託は地方自治法に基づいて随意契約を行っているところでございます。

○議長（合川 哲夫議員） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

本案、2件を一括議題といたしました。採決については個別に行います。

これより議案第6号、平成28年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（合川 哲夫議員） 続いて議案第 7 号、平成 28 年度西秋川衛生組合会計予算の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（合川 哲夫議員） 以上をもちまして平成 28 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成 28 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変御協力ありがとうございました。

午前 10 時 55 分 閉議・閉会

◇

地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 合 川 哲 夫

西秋川衛生組合議会議員 山 根 トミ江

西秋川衛生組合議会議員 天 野 正 昭